

# 第6回教育委員会定例会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称		教育委員会第6回定例会
事務局（担当課）		教育部庶務課
開催日時		令和元年6月10日 午前9時30分
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	三田 一則（教育長）、樋口 郁代（教育長職務代理者）、北川 英恵、 白倉 章、藤原 孝子
	その他	教育部長、庶務課長、学務課長、放課後対策課長、学校施設課長、指導課 長、統括指導主事2名、指導主事
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課文化財グループ係長
公開の可否		一部公開 傍聴人 0人
非公開・一部公開 の場合は、その理 由		報告事項第3号は人事案件のため、非公開とする。
会議次第		第24号議案 令和元年度豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱 について(指導課) 第25号議案 豊島区文化財保護審議会委員(第17期)の委嘱につ いて(庶務課) 第26号議案 豊島区文化財の登録について(庶務課) 第27号議案 豊島区教育ビジョン検討委員会委員の委嘱につ いて(庶務課) 協議事項第1号 豊島区いじめ防止対策推進条例(改正案)につ いて(指導課) 報告事項第1号 コミュニティ・スクールモデル事業の取り組みにつ いて(指導課) 報告事項第2号 平成30年度教育センター活動記録について(教育 センター) 報告事項第3号 非常勤・臨時職員の任免について(放課後対策課)

事務局)

教育委員の皆様、全員おそろいでございます。傍聴希望者はございません。宜しくお願いいたします。

三田教育長)

只今から第6回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員を申し上げます。北川委員、白倉委員、宜しくお願い申し上げます。

(1) 第24号議案 令和元年度豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱について

三田教育長)

それでは、今日の案件に入りたいと思います。

令和元年度豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱について、お願いいたします。

指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。

前回とどこが変わったかという個別の説明は無理ですか。4年以上の理由を明確にしたということで宜しいですか。

指導課長)

はい。

三田教育長)

新たに説明の文章も書き加えられているところもあると思いますけれども、これらについて、前回、協議の途中で継続ということになりましたので、ここで結論を得たいと思います。宜しくお願いしたいと思います。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

新たな表の作成をありがとうございました。何故、選ばれた方々が長年携わっていらっしゃるのかという理由も今回はよくわかりました。拝見しておりますと、メンバーの半数以上が非常に長く継続して委員になられている学校もありますので、今後は出来れば、多くの方にこの運営協議会に携わっていただいて、より新しい意見が取り入れられるような体制作りも考えていただけたらと思います。

どうぞ宜しくお願いいたします。

三田教育長)

今後の課題として、固定してしまうと良さもあるけれども、新しい意見が入ってこないという部分があると思いますので、いろんな事情があると思いますが循環型というか交代をしながらやっていくということは、大事だということだと思います。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

私も北川委員の意見と同様ですが、例えば周年行事などがある学校などは、現場での経緯から地域の方たちとの連携、これまで学校を支えてきてくださった重鎮の方々をどうしても外せないということはあるだろうと理解出来るところです。

ただ、組織としていろんなことを改善していくという面からすれば、体制を少しずつ入れ替えていくということは、重要なことだと思います。周年行事は何年先というのはわかっているわけですので、計画的に経営者が考えるべきことかと思っていますので、是非改善をお願いしたいと希望します。

三田教育長)

他にいかがでしょうか。

発足時はいきなりメンバーをかえて、何で私をかえたんだと、地域から学校が責められるようなケースもございました。今は固定化してしまっ、かえって、その活性化を失ってしまう。古いからとか、新しいからとかということじゃなくて、学校運営協議会が少しずつ、少しずつ交代しながら新しい考えや意見を入れていく、開かれた組織にしていくということが基本的な趣旨だと思います。毎回こういう議論が繰り返されているということが、学校に私どもの意向が十分伝わっていないんじゃないかと思います。

何かの折に、自主校長会にでも行って、じっくり話をしてくるとか、そういう取り組みを加えていただけるとありがたいと思います。

そうした課題も含めて、今回提出された学校運営連絡協議会委員の委嘱については、これで決定したいと思いますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

では、この件は終了いたします。

(委員全員異議なし 第24号議案了承)

(2) 第25号議案 豊島区文化財保護審議会委員(第17期)の委嘱について

三田教育長)

続きまして、議案の第25号、豊島区文化財保護審議会委員の委嘱について、17期でござい。宜しくお願いします。

庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

文化財保護審議会委員の委嘱は昨年度、加藤律子先生と古泉弘先生を加えて、メンバーを強化したということでございますが、引き続き、今年度も昨年度のメンバーと同様の人材でいくという提案でございます。

これらについて、何かご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

私は、この委員の選考は賛成いたします。

三田教育長)

賛成意見がございましたが、宜しゅうございましょうか。

毎回、明確な報告書をいただいて、文化財保護、あるいは文化財の大変貴重な資料を私どもに提示していただいておりますけども、今年度も引き続き文化財保護審議会委員として、お願いするというので決定したいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

では、この件、終了したいと思います。

(委員全員異議なし 第25号議案了承)

### (3) 第26号議案 豊島区文化財の登録について

三田教育長)

次に議案の第26号、豊島区文化財の登録についてお願いいたします。

庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

補足はありますか。宜しいですか。

伊藤係長。

文化財グループ係長)

まず1点目の渡辺家アトリエです。補足をさせていただきますと、一番下、3ページ目の最後のパラグラフですが、現在、確認出来るアトリエ村のアトリエ付長屋は1棟のみです。これは渡辺家アトリエとは別のものでして、西田宏道邸が1軒、長崎二丁目に残っております。

それ以外では、藤本東一良、それから峯孝、これが独立してまだ残っているんですけども、それに類するものとして、渡辺家アトリエも非常に貴重だということで、今回、登録に上げてございます。

それから、染井遺跡(天理教地区)で、こちらは植木屋五三郎の屋敷のあった場所と推定されておまして、15ページの写真をごらんいただきたいですが、中程の写真が、時々、植木屋の跡の遺跡のご紹介をするときによく出てくる半胴甕(かめ)と申すものですが、植木鉢に転用した甕が多数出土しているという点が特徴的ということが言えると思っております。

補足は以上でございます。

三田教育長)

まず1点ずつ、諮問ということで議論をしたいと思っておりますが、最初の渡辺家のアトリエでアトリエ村と言われている場所ですね。具体的に現存しているアトリエ村としての建物というのは、何戸あって、そのうちの1戸ということなのかと思っておりますが、形として現存しているのは3戸ですか、4戸ですか。

伊藤係長、どうぞ。

文化財グループ係長)

説明がわかりにくく申しわけなかったんですが、アトリエ村と称される長屋群が集中しているところに建てられた、いわゆるアトリエ付の長屋形式のものは、先程ご紹介した西田弘道邸の1棟だけです。

それとは別に同時期に建てられた独立型のアトリエが渡辺家アトリエですとか、藤本東一良、それから峯孝で、区内でアトリエ村に住んで創作活動をしていた方々のアトリエというのが合計で、今のところ確認出来るところで4棟でございます。

三田教育長)

長屋の中に2軒の長屋とか、4軒の長屋に突き抜けて、大きな資材を出し入れ出来るような、芸術大学の学生さんたちがすぐ使えるようなアトリエになっているという意味ですよ。

そのアトリエがほとんど跡形もなくなっている。だから、きちんと文化財として登録する必要があるんじゃないかという提案だと思うので、現状がどうなっているのか、その背景とか、全体の状況というのを後日、参考資料で結構ですから提案していただけるとありがたいと思います。

これは貴重な豊島区にしかない文化財ですよ。だから、時期がたてばたつ程、貴重になってくる。トキワ荘もそうですよね。本当に保存しなきゃいけないときに保存出来なかったんですね。だから結局作り直すということになってしまったんですけれども、本当だったら現物を残していくということが大事ですね。

そういう種類の文化財を、豊島区ではかなり失っているんですよ。だから、文化財政策は教育委員会の所管するところで、財政事情とかあるかもわかりませんが、どういう形で残していくかということを決めるのを今回の議論の中でしてもらえたらありがたいと思いますが、その辺、いかがですか。

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

ご指摘の通り、長崎のアトリエ村につきまして、背景とか現在の状況等も含めて資料をお出ししたいと考えています。

三田教育長)

宜しく申し上げます。教育委員の方からご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

そうしますと、この渡辺弘行氏のお孫さんがこの太田さんということになりますよね。息子さん(渡辺隆根)の作品の彫刻が秀山荘にあるそうですが、秀山荘のどこに設置されていますか。

文化財グループ係長)

済みません。秀山荘へ行ったことがないので、わからないんですけども、ロビーに展示をしてあると伺っております。

おじいさんというか、渡辺弘行氏はいわゆる具象の人物画、人物像が多くて、息子の渡辺隆根氏は石を磨いたり、削ったりした形の抽象画が多いので、非常に対照的なものが2点並んでいると伺っております。

三田教育長)

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

今度、行く機会があったら、しっかり見てきたいと思いました。本当に貴重なアトリエですので、しっかり保存していただければと思っています。

三田教育長)

他にいかがでしょうか。宜しいですか。

次に染井遺跡について、ご意見があればお願いをしたいと思います。

この染井遺跡の登録候補としての特色とか、顕著な内容というのがどういうところにあるのかがわかれば、伊藤係長お願いします。

文化財グループ係長)

13ページ目の地図を見ていただきたいのですが、上から2つ目の欄です。一番左に伊兵衛と書いてありまして、その隣に五三郎という文字が見えると思うんですが、済みません。小さくて申しわけございません。

この天理教地区というのは五三郎という家で、その隣が伊藤伊兵衛の屋敷で、染井の植木屋で一番有名な伊藤伊兵衛に隣接した植木屋の土地ということが特徴としてございます。

それから、15ページの中程の写真ですが、1次159号遺構という穴の中から出てきたものです。実はこれだけではなくて、非常に多くの半胴甕が出土しております。

また、上の127号遺構を見ていただきますと、ちょうど真ん中あたりに、その部分だけが出土して穴があけられていることがおわかりいただけると思うんですが、このような形で、もともと穴をあけて作られたものではなく、穴の開いていない器を後から穴をあけて、植木鉢として転用していたということがわかるものです。

そのような形で、植木屋のなりわいがよくわかる遺物が多く残っているということが、この天理教地区の特徴であるということが言えると思います。

三田教育長)

藤堂家の下屋敷があった場所ということでもいいんですか。

文化財グループ係長)

染井遺跡の地図の下、4分の1ぐらいのところに、現在の地図ですけども、真つすぐ東西にひかれた道が染井通りです。この北側が植木屋が集中していた地域で、南側が藤堂家の下屋敷と抱屋敷という構造になっております。

三田教育長)

なるほど。

文化財グループ係長)

ですので、北側、植木屋の集中しているところからは、武士、武家で使われていたものは余り出土してなくて、南側の藤堂家の屋敷からは、比較的多く出土しているという状況でございます。今回は、植木屋の土地ですので、武家屋敷で使われたとされるものは余りないですが、第2次調査の第62号遺構、第26号遺構、第56号遺構の3体とも、当時の植木屋の生活あるいは、一番下は土の人形もかなり出てきておりますので、当時の遊びの道具ですとか含めて、非常に貴重であると言えます。

三田教育長)

もう少し地図を大きくして、そこに何号の遺跡はここだと示して、それぞれの遺構から出土したものの特徴と違いが、どういうところにあるのかということ、調査報告書の中では考察されてくるんだと思うんですが、江戸時代のものと、それ以前の縄文期のものと、あるのかどうなのかそうしたことも含めて、遺跡の中で出てきたものの特徴と、その考察みたいなものがわかるような形で知りたいと思っております。

これまでも染井遺跡については、たくさん報告書を出されていますよね。そこと、どう違うのかということも、関心のあるところだと思っています。また、今を生活している人たちに何を見てほしいのかということも、今日問われるところだと思うんですね。

衣食住の大事な生活を支えたものが遺跡から出てきているわけですけども、そうしたものについても、展開されるとありがたいと思っています。宜しくお願いします。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

こうした植木鉢ですとか、生活に関わる様々な食器類、美しい染付のものがたくさん出土されている第2次のところ、それと、先程ご説明あったように人形のようなものがたくさん出ているということは、子供の健康を思う気持ちですとか、健やかに育てようと生活していたであろう、その時代の人たちの暮らしがわかるものとして貴重だと思いました。大変参考になりました。

三田教育長)

ありがとうございます。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

年代がたてばたつほどこの作業も進み、さらに出土していくことも考えられますよね。参考までにお聞きしたいんですけども、出土したものの管理、保管、展示とかはどういうふうにしていらっしゃるのでしょうか。

文化財グループ係長)

現在、豊島区内で出土した遺物は、80センチ掛ける60センチぐらいのプラスチックの箱に、大体1万5,008箱ぐらいございます。そのほとんどを旧第十中学校に保管し

てあります。

ご承知の通り、旧第十中学校は撤去してスポーツ施設が建つ予定で、立ち退きを迫られておりますので、現在、埼玉県飯能市に土地を取得いたしまして、そちらに倉庫を建てて引っ越す予定になっております。

ただ、使用頻度の高いものですか、普及啓発事業に使うものに関しては、引き続き区内に置きたいと考えております。想定して3, 500箱ぐらいは、区内に置きたいと思っているんですけども、場所の確保がまだ出来ていないので、引き続き普及啓発に向けて、遺物、出土遺物の普及啓発に向けて検討を進めていきたいと思っております。

三田教育長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

よくわかりました。これらを保管し、区民の方が何らかの折に拝見出来ることがあれば良いと思います。大変な作業だと思いますが、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

三田教育長)

他にございますか。宜しゅうございますか。

それでは、この文化財保護審議会の中で渡辺家アトリエと、染井遺跡について、十分な審議をしていただいて、報告をしていただければということで決定したいと思います。宜しくお願いいたします。

この件、これで終了したいと思います。

(委員全員異議なし 第26号議案了承)

#### (4) 第27号議案 豊島区教育ビジョン検討委員会委員の委嘱について

三田教育長)

それでは、続きまして、第27号議案、豊島区教育ビジョン検討委員会委員の委嘱について、お願いいたします。

庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

報告が終わりました。ご意見ございますか。

それでは、委員の兒玉部長はこの場におりますので通知申し上げます。宜しくお願いします。

田中真理子 子ども家庭部長には、兒玉部長からご通知いただければと思いますので、宜しくお願いいたします。

では、この委嘱の件については、決定したいと思いますので、宜しくお願い申し上げます。

(委員全員異議なし 第27号議案了承)

#### (5) 協議事項第1号 豊島区いじめ防止対策推進条例(改正案)について



三田教育長)

続きまして、協議事項に移りたいと思います。協議事項の第1号、豊島区いじめ防止対策推進条例の改正案について、お願いいたします。

指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりましたけれども、これについて1ページの経過にございますように、繰り返し議論されてきて今日に至って、議案として議会に提出する前段の、一步手前というところまで参りました。熟議を重ねてきたということで、最終的な仕上げをしたいです。

今後のスケジュールを2番目に書いてございます。本日は6月10日ですので、その後、教育委員からの意見を集約し最終調整をして、6月24日の臨時会で議案を決定して、立案請求をしたいと思います。7月10日、第3回定例会で条例改正の立案請求を行っていくというものでございます。

2ページ、3ページのパブリックコメントについて、まず教育委員からご意見があれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

確認ですが、パブリックコメントは全部で11件だったということでしょうか。

11件は少ないという感想を持ちました。

区のホームページに掲載、募集ということですが、こういうことは保護者や地域の方にしっかり見ていただきたい内容だと思っておりますので、今後のことですが、パブリックコメントをとりたいたときに、各学校に校長会等を通じて、学校だよりとかに枠を作って、こういうことでパブリックコメントが欲しい、是非、意見を寄せてくださいと掲載するとか、そういった形でPRしていただけたらと。

このいじめ対策について悩んでいる方もいらっしゃると思うんです。あるいは、そんなことになったらどうしようと思っている人たちも大勢いると思うことから、そういった配慮を今後はしていただきたいと思います。

内容については、持ち帰り、読ませていただきたいと思っています。

三田教育長)

今とても大事な意見ですよ。

我々は、いじめをマークしていく、いじめの問題を解決していくために、この条例の再訂正を図ろうということで考えているんです。パブリックコメントの件数が少ないということは関心がないのか、呼びかけが足りなかったのか。

委員の坂田先生は私立学校にもいじめの研修会を呼びかけて、50名規模で研修会をやられたんですね。そういうようなときに意見を聴取するとか、PTAに出かけて行って、意見を聴取するとか。

藤原委員からのご意見のように、この条例を作るに当たって、何だパブリックコメントは11件か、身内でちょっと見て終わりか、というのと、100件でも200件でもたくさんのご意見を寄せられたという前提で条例改正をするのでは、世論をどれだけ巻き込んで、教育委員会が解決しようとしているんだということを、アピールすることにもつながるんですね。件数は、中にそういう期待も込めて見ていかなきゃいけないという大事なご指摘だと思って受け止めないと、とっております。

他にご意見、このパブリックコメントについて、いかがでしょうか。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

私も、只今の藤原委員と同様ですが、例えば10番でしたら恐らく、学校の先生からのご意見がいただけたのかということがわかりますが、やはり、いろいろな保護者の方、多くの方に意見をいただきましたかと思えます。

ただ、今回いただいた意見は、被害者側だけではなく、加害者側への対応もきちんと取り入れるべきだとか、貴重な意見をいただいておりますので、是非参考にしてこの資料を読み込みたいと思います。

三田教育長)

他にいかがでしょうか。

いじめ対策委員会の中で出たことで言いますと、重大事態に至ったときの、8番と9番のところですね。ここかなり議論になったんです。

いじめの重大事態に至って、さあ、調査委員会を設置しますとなると、遺族を入れてほしいとか、遺族をどういうふうにするんだとか、あるいは代理人をどうするんだというようなことで、これまでの全国的な事例でいうと、設置する入り口のところで誰を入れるか入れないかで議論になって、話が内容にまで進まない、上手くいかないという事例が多いということ。それを改善するために、9番の何等親までどうするんだとかの意見について、委員会と区別をするということと、関係者にはきちんと意見を聴取するというのと、分けて考えましょうということで、議論になったりしております。

今回の特徴は、重大事態の対応は三段階で対応するというところ。これは区の今までの経過を踏まえた特徴だと思うんです。

他にこの件でありますか。良ければ、先に参りたいと思います。

では、5ページ資料3で、次の7ページ以降の改正文の概要を全て当たっているわけで、これらについて、豊島区いじめ防止対策推進条例の主な改正内容ということで、1つは、いじめに関する調査機関の設置ということ、それから重大事態の対応で、三段階に分けて対応するという、3つ目は条例の適応範囲をどうするかという範疇を広げたということですね。

その他、子どもの権利条例に関する権利に関する条例がちょうど改正を見て、同時進行で検討されているということからも、関連付けを明確にしたということがございます。

4つの改正のポイントがあるわけですが、これらについて、いかがでしょうか。7ページ以降の文章で、アンダーラインが引かれたところが、今回、学校いじめ対策委員会で議論をされて審議をするという内容でございますので、注意を払って見ていただければと思います。

少し時間をとりたいと思います。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

済みません、その前に、今回5ページを付けてくださったことで、何故改正するのかという意義が非常によくわかります。こういう必要性があったから改正をするんだという、改正の目的を明確にして、いじめ問題も様々な新たなものも出ている中で、豊島区はこうしていくということ、これがあるとないでは大違いで、よくまとめてくださったと感謝したいと思います。

三田教育長)

23区内でいじめの防止に関する区独自の条例を持っている区、持っていない区はわかりますか。わかれば教えてほしいのと、現状でいじめ対策防止推進法が出来て、国の法律が出来て、東京都も条例を作って、その以後、何件ぐらい都内で深刻な重大事態に至るようないじめが発生しているか、そういう状況というのはわかりますか。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

23区内だけですが、いじめに関する条例、区独自の条例を持っているのは、約半分ぐらいの12区でございます。

本区は先駆けて作っておりますので、どこの区も本区より後で平成27年、28年に作っているという状況にあります。

重大事態の発生数は、東京都では大きく公表はしていない方向だと思います。というのは、重大事態を捉えた時点で、各自治体も、本区では、これからまさに取り組もうと思っている調査委員会を設置する、設置しないで、加害者と被害者それが重篤な場合については遺族になったりということもありますので、この件については公表していない形が多いかと思われま。

三田教育長)

何故そういう2つの質問をしたかということ、豊島区は、重大事態に至る事案というのは起きていないんですね。それは何故かということも、議会で報告すべきだと思っています。

条例があったから起きなかったという短絡思考じゃなくて、条例を作ることで、大勢の関心を呼んで、各学校が条例に基づく基本方針に基づいていじめ対策委員会を設置するとかの取組をやってきたんですね。その結果、重大事態は何とか回避してやってこられた、力になっているということは間違いないことなんですね。

公表は出来ないけれども、都内でも各地区で重大事態が起きているというのは、マスコ

ミを含めて、耳目にさらされているということは多くの人が知っているわけです。ただ、何件あるとか、どういう事態、特徴だとかという公表はしていないだけで、発生しているんですよ。実際に会議でも、頭を抱えている教育長たくさんいらっしゃいます。

ですから、今回改正することも、そうした事態に対応をすることで今まで重大事態に至らなかった、一層強化するんだということの理解を得るという意味で、先程、樋口委員から出たような改正の目的というのをデータの肉付けしていただきたい。

そういうことが説得力に繋がると思いますので、説明を加えていただけると嬉しいと思います。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

短い時間なので、細かいことは全然読めていないですけども、何点か質問させてください。5ページの2番の(11)PTA、学校運営協議会との連携・協力と書いてありますが、学校運営協議会は、今年度まだモデルとして、2校が出発しようとしている段階で、学校運営連絡協議会と書かなかった理由について、教えていただきたいことが1点です。

三田教育長)

今のところ、わかりますか。5ページの2番の(11)PTA、学校運営協議会と書いてある。学校運営連絡協議会じゃないのかという質問とあわせて、協議会としたのはどうしてなのかということ。

これで出回っちゃいますよ。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

ご指摘の通りでございます。このあたりの言葉の解釈をもう少し踏まえなくてはいけないという反省でございます。

樋口委員)

連絡協議会というのは、現存している協議会で、コミュニティスクールにかわったときに初めて連絡という言葉がとれるので、今の改定ならばむしろ連絡協議会と入れておいて、現在やっているところを始める方が、アピール度が高いと思っております。

三田教育長)

連絡協議会ということでやるのか。それとも連絡協議会、連絡を括弧付けにしておいて、両方あるとっていくのか。まだモデルケースでやっているのに、それを条例の中に書くというのは難しさがあるよね。

次回で構わないんですけども、教育委員会として重要な提案の議論になりますので、結論をはっきりしてほしいと思いますが、方向としては、現存の組織を条例にうたって、コミュニティスクールがどんどん出てきて、モデルケースから正式に実体化していったときには、文章を改正していかないと、文字の修正もしていかなくちゃいけないと思いますね。

何回も、条例を細かく変えるのが大変であれば、別な表現がいいのかも含めて、法規と

も相談しながらやった方がいいかと思います。

教育部長、どうぞ。

教育部長)

22ページのところの基本方針ですね。これは条例ではなくて、基本方針という条例の下に来る具体的な内容を記載したもので、22ページの(10)をごらんいただきますと、下線が引いてあります。学校運営協議会等に情報提供するというので、多分、意図的に連絡協議会も入っているということではないかと思います。

ただ、具体的に、もう少し精査して記入すべきかと思います。ご指摘を踏まえて、訂正させていただきたいと思います。

三田教育長)

学校運営協議会というのは、連絡と入っていないということは、コミュニティスクールを言っているんですね。それは正しくないというご指摘で、そこは逆転しているんですよ。言っていることわかりますか。わかってもらわないとごっちゃになっちゃう。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

済みません。連絡というのを入れて、この条文のところだけ言うと、今事務局として考えているのは、現存の連絡協議会の部分も含めて、学校にやってもらいたいと思っていますので表記については、どういう表記があるかということも含めながら、もう一度考えます。

コミュニティスクールのモデル事業をやる学校だけが、該当するのではなくて、全学校で学校運営連絡協議会をやっていますので、各学校のいじめの未然防止であるとか、早期発見の連携関係をしっかり結んでください、学校がその取組に対しての評価をしっかりとそういう場面でとってください、という意味でこの条文は作っていますので、その解釈でこの言葉は精査したいと思います。

樋口委員のおっしゃっていただいている、新しくあるところでやるのではなくて、現存のあるところからやるという考えでありますので、表記については、もう一度、次回にわかりやすいような形でお示ししたいと思います。

三田教育長)

そういうことでいえば、5ページの2番の(11)の表記はPTA、学校運営連絡協議会などとの連携・協力と書いて、それと同じように、22ページの(10)は、学校運営連絡協議会などにと一致させれば、この「など」は何？と聞かれたら、今後、学校運営連絡協議会と学校運営協議会と2種類出来てくると。どちらでも適用して、地域の案件として、学校評価したり、学校に意見を言ったりする。そういう大きな世論にして、いじめ問題は解決していくんですよということを説明すればいいんで、そういう方向付けで直して、樋口委員、それでいいですよ。

樋口委員)

そういう意味です、私が言いたいのは。

三田教育長)

では、そういう方向で訂正をすると、今日この場で確認をしてください。いいですか。

指導課長)

はい。

三田教育長)

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

そうしますと、(4)の保護者・地域住民等への理解促進のところの括弧書きのところも該当しますよね。

三田教育長)

そうですね、これもそうですね。

藤原委員)

ですので、2箇所。(4)と(11)。

三田教育長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

2点目、宜しいでしょうか。

19ページです。(5)「いじめに関する授業」の実施のところですか。改正案の方は、道徳の授業だけがやるように読めてしまいます。これは特別活動なども入れた方がいいと思いますので、「特別の教科 道徳」や特別活動等においてとすれば、別にこの授業とかとにならないと思います。道徳の授業を大事にしてくださっている意図は非常によく伝わってきますけれども、その授業だけのように聞こえないようにする方が宜しいかと思いません。

三田教育長)

今のところ、わかりましたか。いいですか。

指導課長)

はい。

三田教育長)

かぎ括弧を付けて、特別な教科道徳や特別活動などにおいてと入れていくということでいいですか、違うの。

樋口委員)

そうすると、1、2、3、4行目に特別活動等においても取組を実施するとわざわざ分けて書いてあるんですけど、それは入れなくてもいいのかと思ったんですけど。どのようなものでしょうか。

三田教育長)

要らないのね。

宜しいですか。そこ、よく吟味して要らないという方向で検討してください。

その際、教科用図書はもちろんのことというのは要るのかね。それこそ、東京都教育委員会が作成した「いじめ防止のための学習プログラム」等を活用するで行っちゃえば。

あと、気になっているのは、私立の学校にどの程度、呼びかけや働きかけをしたのかということ。

8ページの2番、3番、4番ぐらいに当たるのかな。1番では、起こった場所は学校の内外は問わないということだから、地域一般、全部指すということですよ。

2番が、その改正のところで、「学校」とはということで、学校教育法に定める第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校、学校全てというんです。この条例において、「区立学校」とは、前項に規定する学校であって、区が設置するものをいうとあるんだけど、このことと、私立学校で参酌してくださいという、趣旨というのはどうなっているのかな。

条例の素案が出来たときに、私立学校にも発送していますよね。その後のリアクションというのはどうなっているのかを補足してくれないですか。

発送したことを聞いているんだけど、その後、私立からこんなの無理だよとか、いや、一緒になってやりましょうとか、あるいは何もなかったからこっちから聞いたのか、聞いていないのか。

はい、指導課長。

指導課長)

私立学校とか都立学校、豊島区内にある学校全てに対して、この条例を改正するに当たって、素案はお送りしております。そのうち、パブリックコメントの中に取り込ませていただいているんですけども、10番については私立学校から意見としてお返しいただいたコメントでございます。

三田教育長)

わかりました。要するに私立学校、全ての学校の意見かどうかはわかりませんが、このパブリックコメントを寄せていただいた学校には、大切な事例が幾つかあると。だから、豊島区の教育委員会と連携して、やりますよということをおっしゃっているんですよ。

パブリックコメントのときにこういう意見が寄せられていますという、どこからどういう背景で、この意見が出ているのかという説明をしてもらいたいんですね。

パブリックコメントに対しては、こういう議論をして、こういうふうにならなくなってきていますということ。完成して、はい、こう決定しましたじゃなくて、そういうことを丁寧に、私立学校にも意見をお送りしていくということが理解を得ることになるし、共感を得て一緒にやりましょうという、そういう流れですれば出来るんじゃないかと思うんで、今後の配慮も含めて、文字面だけじゃなくて行動を起こしていくということ、お願いをしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

先程、指導課長からもございましたけれども、今日はこれだけ膨大な文章ですので、十分、丁寧に見ている時間というのはありませんけれども、その他の意見、お気づきになったところは、メール等で意見をお寄せいただいで反映して、次回の教育委員会で再調整をさせていただきたいと思いますので、忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。宜しくお願い申し上げます。

では、この件の協議はこれで終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

(委員全員異議なし 協議事項第1号了承)

(6) 報告事項第1号 コミュニティ・スクールモデル事業の取組について

三田教育長)

それでは、引き続き報告事項の第1号、コミュニティ・スクールモデル事業の取組について、お願いいたします。

指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

報告が終わりました。この間、懸案事項になっていたことで、実際に4月以降、モデル事業の実施校は動き出しているんですね。対応が遅くならないようにということでの具体的な提案でございます。

3ページ以降の資料については、今日の報告事項と切り離してもらっていいですか。というのは、さっきの運営連絡が入っていて、どっちだとわからなかったりするので、前段の1ページ、2ページを議論して、訂正もあるので切り離して、3ページ以降は資料としていただくということでもいいですか。

それでは、1ページ、2ページを中心に議論をしたいと思います。質問等ありましたら伺いたいと思いますが。

白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

この委員は、学校から推薦が上がってきたこと、今の連絡協議会と同じような仕組みで委員を委嘱するわけですか。このモデル校も同一ですね。

三田教育長)

指導課長、どうぞ。

指導課長)

基本は各学校からご推薦をいただくんですが、これに加えて、実はコーディネートするような方たちが必要となってきます。

これまでの学校運営連絡協議会だと学校にお集まりいただいて、委員の方たちにフランクにお話をいただいたり、各学校、協働活動をしていくに当たって、ぐっと密着した地域



との連携というところで、窓口と申しましょうか、パイプ役になっていただく方をこの中から決めていくのか、区が取り組もうとしている実態から、そういう方が必要なのかどうなのかも含めて、学校2校、それぞれ実態に応じて違うと思うんですが、そういうことも、この後、ケースとして予想されます。

白倉委員)

ありがとうございます。

三田教育長)

宜しいですか。他に質問等ございますか。

では、2ページの5番の四角の中の下の方で、モデル事業の導入によって変化が予想される取組というところで、右側のコミュニティ・スクールモデル校2校の場合の事例で、委員の有償化ということを書いた下に、有償化の根拠になる内容について、書いていると思うんですが、その3番目に、教職員任用に関する意見聴取とありますよね。

教職員に関する意見聴取じゃなくて、任用に関する聴取となると、この先生をとか、この先生は要らないから出してとかいう話になることについて、学校とか校長会に意見を聞いているのかどうなのか。全くのたたき台、試案なのか。

というのは、国が最初なかなかはっきりしなくて、国はこういうことを任用ということと視して言っているんだけど、実際の話として、任用に意見出されたって、校長先生が、じゃあ、その先生交代しますとか、いや、校長がだめだから、校長がかわれと言われたら、はい、かわりますとは簡単に言えないよね。人事権の問題があるので慎重にやってきたんです。それで聞いているんですけども、どうですか。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

教育長が今おっしゃった通りで、このことについて、全国的にやっている学校で大きくコミュニティスクールの方向性が変わってしまって、願ったものと違う方向にいつている事例はたくさんございます。

これは、まだモデル事業で、今日は、取組の予想がされるということで、お示しさせていただきます。

今後、この2校だけではなくて、校長会等に広く周知してご意見を聴取した後、この任用については、本区の方向性というのをきちんと固めた上で示していきたいとは思っております。

三田教育長)

結局、人事委員会みたいな格好になってしまって、学校によって問題を起こしている教員がいて、その対応をせざるを得ないようなことがあったときに公になって、指導がなかなか入らないで、矛盾が起きたりとかということが十分予想されるんですね。

それから、東京都教育委員会と、私ども市教育委員会と、学校の校長の持っている人事に関する権限というのは全然違いますので、これが十把一絡げで任用に関する聴取となっ

ちやうと、いや、聴取だけだからどうするかということは言う必要ないんだとかといったって、聴取した後、どうするのということは当然ついてまわるので、慎重にかつ丁寧にやっていく必要があるということで、その辺の議論をしっかりとモデル校の中でもやらないと、大変だと思っています。

それを避けるために、これまで議会でも豊島型コミュニティスクールということをやっているんですが、豊島型がどこかへ飛んじゃって。

4番で豊島区の教育の強みを生かすというんだから、これが豊島型のコミュニティスクールなんですよ。

国が出したひな形通りにやって、うちの教育が上手くいくかといったらいかないでしょう。豊島固有の特色や強みがあるんだから、それを生かすことで、コミュニティスクールという趣旨を達成することが出来るでしょうということで関連付けて、先生方についての、あるいは教育についての意見が出てくるわけなので、そういうまとめ方の中には、教職員に関する意見も出てくる。それは聴取すべきだと思いますけども、任用となるとかなり抵抗があるんじゃないかと思っています。

豊島型コミュニティスクールとは何かというところを、全国一律の基準に基づいてやるということじゃなくて、豊島の特色を生かしたコミュニティスクールにするんですよ。その強みとしてはセーフスクールそのものが、地域総ぐるみでやっているでしょう。だから、協議会の方向性と位置付けを変えることで出来ていく、そういう説明をずっとしてきたんです。

それを生かしてもらえないかと。そういう色合いをここで出してもらえないかな。4番、5番のところですね、そんなふうに感じております。

他の先生方がいいでしょうか。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

地域学校協働活動の面から一つ質問させていただきます。

2ページの4番のところにあります四角の囲みで、地域学校協働活動の内容で、放課後等の学習活動や体験活動ということが入っておりますけれども、豊島区の教育の特徴として一つあるのが、放課後の子どもスキップでの子供たちの過ごし方とか、教育委員会で一括して管轄しているというところが大きな点であると思います。

そうしますと、放課後の活動とか、また地域の方が入っていただいている地域子供懇談会というものが、教育委員会からの委嘱という形で委員が任命されていると思いますけれども、将来的には統合とかを見据えて、このコミュニティスクールというものも考えていらっしゃるのか教えていただけますか。

三田教育長)

放課後対策課長の考え、決意をしっかりと述べてください。どうぞ。

放課後対策課長)

放課後子供教室は、それぞれの学校で、コーディネーターさんが地域と子どもスキップの媒介となってやっております。また、地域子供懇談会も地域の方々、学校、それから我々が参加してお話を聞いています。まさしく、こういう活動はコミュニティスクールの考え方と親和性を大いに持っているかと思しますので、将来のことまでは今の段階ではわからない部分はあるんですが、どういうふうにコミュニティスクールの活動に組み入れたらいいかというのは、良い意味で可能性のある、今の取組だと思しますのでこれからの検討になろうかと思えます。

三田教育長)

何か随分、消極的だね。

放課後対策課長)

済みません。

三田教育長)

豊島の強みというのは何かといたら、広く人材を集めて、7大学連携しているんですよ。もう少ししたら、8大学になるわけですよ。そういう包括的な人材を活用して、コミュニティスクール化するというのもあり。そして、今の放課後対策でやっている地域密着型のプログラム提供型の、そういうコミュニティスクールに最も近い形が、セーフスクールと、放課後対策事業なんですよ。

大学連携という、その豊富な人材が広くいるというのも、豊島の特徴なので、豊島型コミュニティスクールとして、位置付けていいんだと思うんですね。

国が言っている方向性からいったら、まさにそういうことを言っているんですよ。

だから出し方として、そういう特色を生かしたスタイルというのも打ち出していくと。そういう中で教職員の任用についてまで、いくのかどうか。

例えば、なかなか先生方が地域の期待に応えないで、唯我独尊で独自の路線を踏んで、校長先生の意見も聞かないというような、そういう学校組織がたくさんあって困ってるんだと。だから、地域のいろんな意見をいただいて、人材の支援もいただいて、コミュニティスクールにしていこうという、そういう実態とは違うんですね。むしろその耕しはいっぱい出来ている。それをどう束ねて、特色付けて、コミュニティスクール化していくというのが豊島のスタイルだと思うんですね。

そこを明確に、鮮明に出していくような案にしてほしいという強い思いがあります。

他にいかがでしょうか。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

前年度末の最後に検討委員会の報告をいただきました。ありがとうございます。

そのときに何点かご指摘をさせていただきましたが、随分と進歩していると感じたところでございます。わかりやすくなりました。

質問の1点目が有償になると思うんですけども、予算がわかれば教えてください。

三田教育長)

わかりますか。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

90万円を予定しております。

樋口委員)

報償費はお一人当たり1回幾らですか。

三田教育長)

指導課長、どうぞ。

指導課長)

現在の段階では決まっていない状況です。教育委員会の中で設置基準を決めなきゃいけないとは思っています。指導課長の試案の中で、これまでの東京都の基準は持っておりますので、そこを基準にしながらやっていきたいと思っております。

三田教育長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

有償にするということは、必ずそういう話題がいろいろなところから出てくると思うので、報償費だけではなくて、事務費用とか、幾つかの課目に分けられると思っておりますが、そういうところも、モデルからいろいろ考えているというスタンスは、大事ではないかと思えます。

これが一般化される場合には区の設置要綱が必要であって、各学校は学校の設置要綱が必要なんですけれども、区の設置要綱があって、そういうようなところも含んで考えているというバックアップ体制が必要であろうかと思いました。

それから、豊島の特色というお話が出ていますが、前回も申し上げましたが、新しい組織が出来たことで、課長の負担になるということではなくて、これまでのものを統合した形で、新たにこういうことも出来るようになるんだという見え方に多分なっていくと思うんです。これは教育委員会指導課だけではなくて、事務局を挙げてやっていかないとならないことだと思いますので、横の連携が大切になってくると思うところです。

そういうことを考えたときに、協議会の委員が増えていくのではなくて、ワーキンググループを作って、そこで増やしていくようなことにすれば、決して、協議会が膨大になって、わけがわからなくなるということがないので、そのようなことも考えられたらいかかなと、参考までに思った次第です。

三田教育長)

副島課長、どうですか。

庶務課長)

まさに、その通りでございまして、豊島区では区民ひろばを中心とした地域作りという

のが、かなり進んできております。各区民ひろばを中心に学校がそれを取り入れていく必要があるかと考えてございます。そういったことも含めて、先程、指導課長が申し上げたような中心となる人物というところも含めて、考えていく必要があろうと思っております。

例えば、社会福祉協議会であるとかということも含めて、区の組織として考えていく目を取り入れながら、学校にどのようにコミュニティスクールが広がっていくのかというところを、今後、詰めていきたいと考えてございます。そういったことから、設置要綱も含めて練っていくということから、ワーキンググループの設置も含めまして、地域を踏まえたコミュニティスクールのあり方を検討していきたいと考えてございます。

三田教育長)

是非、モデル校にもそういう視点で、設置するときと一緒に入り込んで、指導課、宜しくという考えじゃなくて、小学校は子どもスキップも一緒にあわせていくということが必要だと思えますね。

兒玉部長、何校か学校訪問していますけども、その辺も、どんなふうを考えていこうとしているのか、部長としての考えを披歴してください。

教育部長)

学校に行き話を聞きますと、様々な主体がありまして地域ごとに特色があります。その中で、樋口委員がおっしゃったように、今活動している団体を上手に活用すべきだと思います。

地域の皆様も、実は学校に協力したいという気持ちはたくさん持っていらっしゃる。そういう力を合わせて、我々が組織を挙げてとおっしゃいましたけどその通りで、PTAですとか町会ですとか、そういったところは庶務課が担うべきでありますし、放課後のあり方については、放課後子供教室等の所管であります放課後対策課もちろん入ってきますし、設備も必要になってくるとなると、会議室だとか、そういったところまで及ぶこともあるかと思うんです。そうすると学校施設課も入ってくる。指導課も当然です。そうしますと、教育委員会を挙げて、私は部長ですので、教育長のもとその調整をやっていかなければいけないと思います。

ですので、学校によって特色に応じた地域の単体を結集して、コミュニティスクールにして、開かれた学校といいますか、より良い運営をしていくべきだと学校訪問をしたときには思いました。

三田教育長)

樋口委員からご指摘がありました、そういう視点も生かしながら盛り上げていくということで、補充していただければと思います。

先程、北川委員からあった地域子供委員会ですか、対策委員会、懇談会という組織名とか、協議会とか、連絡協議会とか一般の人がわからないので、現存の組織をこんなふうにネーミングして、まとめていきますとか、そういう考え方も事務局を挙げて、調整をして

もらいたいと思いますね。

また、新しいことをやるんで新しい組織と新しい仕事を作ってくれたのかというのはやめましょう。こういう視点で、こういうふうに生かせば、こんな新しいことが出来ると。

先程、樋口委員からご指摘のあった方向性を明確にしないと、理解を得るといのはなかなか難しいと思うんですよ。是非、その辺の配慮も必要かと思います。

他にいかがですか。藤原委員、いいですか。

白倉委員、いいですか。

白倉委員)

はい。

三田教育長)

では、そういうことを前提にして、3ページ以降の設置要綱についても、見直しをしていただければと思いますので、今日はこのぐらいの議論にしておきたいと思います。

これは決定した方がいいですね。そうすると、議論を踏まえて訂正をして、こういう方向で、2校のモデル校が実施出来るように進めてまいりたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

#### (7) 報告事項第2号 平成30年度教育センター活動記録について

三田教育長)

続きまして、報告事項の第2号、平成30年度教育センター活動記録について、お願いいたします。

教育センター所長、どうぞ。

<教育センター所長 資料説明>

三田教育長)

膨大なデータをわかりやすく、しかも非常に大きな課題を背負って、所員の方々が緻密に活動されていること、よく伝わってきましたけども、これらについての報告について、何か質問や意見がございましたら、お願いしたいと思います。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

本当に様々な学校の課題、個別の課題に対応して、大きな成果を上げているというのが、率直な感想です。

適応指導班では、不登校の子供たちに対応しているわけですが、60人もの子供たちが在籍していて、その子供たちに豊かな体験活動を丁寧に行いながら、また、学校復帰が6名ということですが、6名以外の復帰出来ない子供たちに対しても丁寧な対応をしてくださっていると思います。

今、中高年のひきこもりの問題がいろんなところで、メディアで取り上げられていますけれども、子供時代にこうした人に大切にされたという経験をしていくことが、将来の生

活の自立に繋がると思いますし、その根底には丁寧な教育相談があって初めて、適応指導教室に繋がっていくわけですよ。不登校に対して、対応しているSC、そしてSSW、そういった教育センターの中の職員が一致協力して、相互に連携が図られていて、こういった成果が出ていると認識していますので、今後もこのように丁寧な対応、そして、新たないろんな課題もあると思いますけれども、頑張ってくださいと思います。本当にありがとうございました。感謝しています。

三田教育長)

元所長の実感のこもった良いご意見をいただきました。ありがとうございます。

他に。白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

今、藤原委員のことに関連するんですけど、が66件のうち、43件ひきこもって、30件は解消したというんですけど、先程の説明、条例案のところにも書いてあるんですけど、長期の不登校の児童というのはどのぐらいいるんでしょうか。

三田教育長)

教育センター所長。

教育センター所長)

不登校の数につきましては、ほぼ半数は学校に復帰は出来ているんですけども、残りの半数ぐらいは、継続で次年度も引き続き不登校という状況になっています。

学校側も様々な対応をしております、直接、家庭に訪問したりですとか、SSWと連携をして、保護者への働きかけ等を行っているんですけど、やはり難しい状況の案件が何件かありますね。3分の1まではいかないんですけども、かなり学校に登校できないというような状況がございます。

ただ、逆に適応指導教室に毎日来ているお子さんもいまして、そういう子供たちにつきましては、どのようなタイミングで学校に復帰をさせるのかということで、学校側からの働きかけというのも非常に重要になってきますので、教育センターの適応指導班、SSW班とが、学校と連携をしながら、上手いタイミングや様々な行事をきっかけとして、学校復帰が出来るようにということで対応はしております。

不登校の数でございますが、これは30年度の文部科学省・厚生労働省調査での結果ですが、小学校で30日以上欠席している児童が52名、中学校では108名ということで、小・中学校合わせて160名という数になってございます。

三田教育長)

学年によって違うので。そのうちの50人、約半数が学校復帰して、受験に成功しているという実態があるということですが、今の話題になっていることであると、15ページの表の4の主訴・要因別件数で、クロスしているところがいっぱいあるから何件と出しにくいと思うんですけども。登校渋りと不登校と、どういう区別になるのかということ、ひきこもりという概念というのは、具体的にはどういう概念で整理していくのかというのが

あると思うんですけども。学齢期の時期は不登校と言っているんだけど、学齢期が終わったら、ひきこもりなのか。50歳になっても、60歳になってもひきこもりと言っているわけです社会的に。その辺の概念規定というか整理する必要があると思っているんですが、お考えがあれば聞かせてほしいんですけど。

センター所長。

教育センター所長)

非常に大事なご指摘をいただけたと考えています。小中学生の時期には、明確に不登校というと、国からも30日以上欠席ということで示されていますが、小学校段階から学校に足が向かない。来ても、教室に入れなかったり、ある一定の時間で帰宅をしてしまっているというようなお子さんもいますので、そのあたりも細かく分析をしながら、豊島区全体としての不登校対策というのを、指導課とも連携しながらになると思いますけれども、教育センターの中でも議論していきたいと考えます。ありがとうございます。

三田教育長)

不登校を作らないために、出来るだけ不登校をなくしていくために、もう少し細かく、例えば保健室までは来ているとか、教室は行けないけど、他の場所で登校出来るとかというのをプラスでとりながら、どう支援すれば解決に向けていくんだらうかと。ばっさり基準は30日以上となっているんだけど。

以前にかなり強調して言ってきたんですが、1日休んだらすぐ学校は対応するという姿勢、二日、三日たってから対応するんじゃないかと、その日にどうしたんですかと。何か具合が悪いんですかという対策、そういう不登校を出さない対策とか、整理の仕方とか、不登校を減らしていく取組として、前向きにやっていける。今まで不登校でデータをとっているから、ルーチンでやっていますというのでは、区民目線で見ると、何をやっているんだ、という話になっちゃうので、むしろ積極的にどういう働きかけで減らしてきているのかということをやっていく必要があるかと思えます。その辺どう考えますか。

教育センター所長)

実は今日の午後、1回目の所内での不登校対策の会議をもつ予定でございます。これは、5月末日で、各学校から登校支援シート、不登校児童生徒数というのが、全て上がってきておりますので、各学校の取組状況等の分析をしまして、それぞれの実態に応じて、どのような取組が必要なのかというのを細かく、今年度は分析をしようとするものでございます。

学校側も、今教育長がおっしゃっていただいたように、丁寧な家庭訪問等をしているにもかかわらず、なかなか改善が出来ないケースもございますので、その辺についても、しっかりと状況を見きわめて、適切な有効な事例等があれば、全校に返していきたいと考えております。

また、指導課と連携したのですが、先般の虐待案件に伴いまして、土日をまたいで連続7日間、欠席をした児童・生徒につきましては、その時点ですぐに子ども家庭支援セン



ター、指導課、教育センターのSSW班にも、学校から連絡を入れてくれということで、先日通知を全校に発出したところでございます。そういった角度からも、教育委員会として、なかなか学校に足が向かない子供たちの状況を十分に把握した上で、学校と連携をしながら、早期に対応することが長期の欠席を生まないことの一つではあると考えておりますので、しっかりと対応していきたいと考えております。

三田教育長)

今の話では、不登校対策連絡会があるということなので、昨今の虐待に伴った、子供の虐待死みたいな話で心が痛むのは、いろんな変化が把握されているにもかかわらず、適切に措置がされていない。その結果として、子供の命が奪われているということがあると思うんですね。基準は7日間かとかあるのかもわからないけど、学校では出席簿は何のためにとるんですか。学校で出席簿をとって、それで終わりなんですかねという話なんです。毎日、子供の健康状態だけじゃなくて、出席状況に目を向けているという、そういう感覚でいうと、不登校ぎみのお子さんに対して、すぐに変化を把握して、適切に、その変化に向かい合っていくという、学校だけじゃなくて、学校も含めた関係の、組織のネットワークはすごく大事だと思うんですね。

地域の見回り隊とか、民生委員の方々に動いてもらうこともあっていいんじゃないかと思うし、そういう変化に対して、組織として対応出来るようなことが出来ないかどうか、良い知恵がないかどうか、そういうのを話題にして、とにかく二葉の芽のうちに摘み取っていくということと同時に、深刻化しないような工夫が、初期対応で大事だと思っています。

こういう一言も声をかけられなかったとか、そういうことのないようにしていく必要があるのかと思います。宜しくお願ひしたいと思います。

これはセンターばかりじゃなくて、みんなでやっていかなきゃいけないことだと思っています。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

時間のないところごめんなさい。3点あります。

前提として、毎年、こうやって、数が非常にわかりやすく、報告をまとめていただいて、何をどのように取り組むのか、よくわかりました。本当に毎年ありがとうございます。

まず1点目です。先程の不登校の数からすると、中学校の場合108名ですから、1校当たり、13.5人ですよね。1学年に直すと4人以上いる。本当に中学校、大変なんです。それはよくわかっていますが、今年も是非改善が出来るように宜しくご協力ください。

2点目は、児童相談所との関係が、面談回数が18回と書いてあるので、きっと児童相談所も忙しいだろうとは思いつつも、今課題になっているところでございますので、豊島区を管轄する児童相談所と、連携をとっていただければと思います。

3点目が一番お聞きしたいところですが、小学校で特別支援教室が各学校で設置

されましたよね。取組はどうなっているのかと。年度が終わったので、どういう成果があったり、どんなことが課題であったり、そして今、中学校とどのように連携をしているのかということと、チームステップさんに、随分、力を得ていらっしゃるんじゃないかと思うので、そんなことも後日で結構ですので、課をまたいでのお話だと思いますのでお聞かせいただければと思います。

三田教育長)

これは、指導課と教育センターと両方あると思うんですが、まずセンターからいいですか。

教育センター所長)

樋口先生にご指摘をいただきました特別支援教室は、小学校はある一定の落ちつきを見せてきています。就学相談に係る数が昨年度末ぐらいから減り始めました。というのは、必要な子には適切な関わりが済んでいるのかと思っています。

もう一点は、本区は他区に比べまして、特別支援教室に繋がっているお子さんの終了案件というのが比較的に多くなっております。というのを見ましても、その中で、子供たちへの関わりというのが適切であって、在籍の学級に戻れている児童が多くなっていると考えております。

今年度から中学校もスタートしましたので、そのあたりの取組の方針等も、小中学校で連携をしてもらいながら、こちらからも、各中学校にも機会があるごとに、お話をさせていただいて、より効果的な活用を進めていってもらえればと考えております。

三田教育長)

指導課ではどうですか、状況は。

指導課長)

本区は、都全体の中学校の特別支援教室完全設置、平成33年度ということだったものを前倒して、令和元年度でやれているという状況です。当然、先行的にやる分だけ、先生方も手探りの中でやっているという状況であることは事実です。

設置はされましたので、これからはあり方といいたいまいしょうか、発達段階に応じた教室の活用の仕方というのを整備していく必要性がありますので、昨年度までは、設置をするための作業部会ということで、特別支援に関する委員会を教育委員会の中で開いて、各担当の先生方、校長会からご参加いただいて、意見を聞いていたところですが、今年度からスライドをかけて、2年間ぐらいかけてやっていくということで方針を今決めている状況でございます。

三田教育長)

樋口委員の質問にお答えすることになるかどうかはわかりませんが、私ども、学校訪問をしたり、学校が極めて困難な状況になって、相談に応じることがたくさんあるわけですが、その中で、特別支援教育が定着化して、今話に出たような、落ちついた状態が改善されて出来てきている学校はそのトラブルがないんです。けれども、そこが上手く

いっていない、例えば担任との関係とか、巡回指導との関係とか、発達障害のお子さんとうまくかみ合っていない。指導がかみ合っていない。十分じゃないというところに学級崩壊とか、担任への不信とかに繋がっているようなことが、まま存在しているんですね。たくさんはあるとは思いませんけども、上手くいっていない学校はずっと上手くいっていないんですね。そこをどう立て直していくかというのは、本区の課題であり、校長先生も含めて、学校経営上、人事配置も含めて配慮が必要じゃないかと思います。

例えば、初任者で低学年をもって、三人、四人、そういうお子さんがいて、どうしていいかわからない。ずっとそれが越面しているという学校もあるように感じていますので、それは適切にその場に応じた指導や応援や対策が講じられていかないと、かつてあった学級崩壊が子供のせいできてくるというふうに、一見ですよ。本来、対応の問題だと思っていますので、保護者の理解も含めて粘り強くやっていかなきゃいけない、大きな課題だと思います。特別支援学級については、中学校もまだスタートしたばかりで、課題もたくさんあるように理解していますので、指導課と教育センターと連携を上手くしながら、宜しくをお願いをしたいと思います。

他にございますか。

宜しいですか。それにしましても、膨大なデータをこのようにまとめていただいて、わかりやすく表現してもらっているという点で、所員の皆さんに良いデータをありがとうございましたと、すばらしい活動に敬意を表して、今後の発展を期待申し上げたいと思います。

では、この件、終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

#### (8) 報告事項第3号 非常勤・臨時職員の任免について

三田教育長)

それでは、続きまして、報告事項の第3号、非常勤・臨時職員の任免について、お願いします。

放課後対策課長、どうぞ。

#### 人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

三田教育長)

それでは、長時間ありがとうございました。

以上をもちまして、第6回教育委員会定例会を終了いたします。

(午前11時55分 閉会)